

新型コロナウイルス 5 類移行に伴う変更について

令和5年5月8日(月)からの新型コロナウイルスの5類移行に伴い、これまでの感染対策につきましては、すべて解除させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

ただし

5月7日(日)以前に島外へ出られた場合、または島外在住者と接触された場合

⇒これまで通りの対応とさせていただきます。

【お願い】

発熱や体調不良等の症状がある場合は、速やかに診療所を受診し、診療所の指示に従っていただきますようお願いいたします。また、検査結果が分かり次第、福祉センター(56-4193)へご連絡ください。

引き続きマスクの着用、こまめな手洗いうがい、手指消毒等の感染症対策をよろしくお願いいたします。

第9波も危ぶまれており、町内に感染が拡大した場合は、また対策をお願いすることもあります。

令和5年4月25日
小値賀町社会福祉協議会